

令和 7 年 7 月 2 5 日

広島電鉄の一部区間の廃止・休止を 国土交通大臣が許可 ～駅前大橋ルート及び循環ルートの整備に向けて～

本年6月10日付けで、広島電鉄株式会社（代表取締役社長 仮井康裕）から申請のあった、軌道運輸事業の一部区間の廃止及び休止について、軌道法第22条の2の規定に基づき、本日付けで国土交通大臣が許可しましたのでお知らせします。

なお、休止区間に関しては今後、循環ルートの整備が予定されています。

◎一部区間の廃止について

- ・廃止区間 本線（広島駅停留場～的場町停留場：0.4km）
- ・廃止予定日 令和7年8月3日

◎一部区間の休止について

- ・休止区間 本線（的場町停留場～稲荷町停留場：0.3km）
皆実線（的場町停留場～段原一丁目停留場～比治山町交差点分岐点：0.8km）
- ・休止予定日 令和7年8月3日
- ・休止予定期間 休止予定日～令和8年春

◎廃止・休止区間位置図

